

2 北海道中学校長会規程

① 北海道中学校長会会計並びに監査規程

① 会計規程

第1条 この規程は北海道中学校長会会則第30条、第31条による会計の執行について必要な事項を定めるものである。

第2条 本会の収入及び支出は予算に編成する。
予算案は理事研修会において作成し、総会の議決を得るものとする。

第3条 当初予算に過不足が生じたときは、補正予算案を理事研修会に提出しその議決を得るものとする。

第4条 収入、支出はすべて会計理事が管掌する。

第5条 会員は会費を所属地区に納入する。

第6条 各地区は会費を6月末、9月末、12月末の3期に分け納入する。

第7条 収入、支出はその年度末に決算を行い、運営委員交流会の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第8条 収入、支出の手続き及びこの規程に明示していない事項については理事研修会で決める。

第9条 この規程の改廃は総会の承認を得なければならない。

第10条 1 この規程は平成16年5月9日より施行する。
2 この規程は平成20年5月10日より施行する。
3 この規程は平成22年5月7日より施行する。
4 この規程は平成25年5月10日より一部改定して施行する。
5 この規定は平成29年4月28日より一部改定して施行する。

② 監査規程

第1条 この規程は、会則第27条、第28条、第29条による監査について必要な事項を定めるものである。

第2条 運営委員交流会は委員の過半数の出席によって成立する。

第3条 運営委員交流会が監査すべき簿冊、書類等は次のとおりとする。
1 会費徴収簿 2 会費領収書控 3 金銭出納帳 4 科目別仕訳帳(残高証明)
5 支出証票 6 収支報告書 7 預金通帳並びに現金 8 備品台帳(財産目録)

第4条 この規程の改廃は総会の承認を得なければならない。

第5条 1 この規程は平成16年5月9日より施行する。
2 この規程は平成20年5月10日より施行する。
3 この規程は平成22年5月7日より施行する。
4 この規程は平成25年5月10日より一部改定し施行する。
5 この規定は平成28年5月6日より一部改訂し施行する。
6 この規定は平成29年4月28日より一部改定して施行する。

(2) 北海道中学校長会運営基金に関する規程

第1条 この基金を北海道中学校長会運営基金特別会計と称する（以下、運営基金という）。

第2条 この運営基金は本会の事業運営を円滑に行うための基金とする。

第3条 運営基金は本会の一般会計の執行に当たり、現金に不足が生じた時に貸し出すものとする。

第4条 運営基金を貸し出した時は、速やかに一般会計の当該予算からこれを返戻するものとする。

第5条 運営基金はその目的を果たすに足る額を確保し、それを超える額については、次の場合にかぎり理事研修会の決定によって支出することができる。

- 1 緊急臨時の事業が生じた場合
- 2 重点対策活動を行う場合
- 3 会員の負担軽減を図る場合
- 4 退職会員に記念品として還元する場合

第6条 運営基金は本会の特別会計として取り扱い、収支決算の報告、監査等は一般会計に準じて行い、総会の承認を得なければならない。

第7条 この規程の改廃は総会の承認を得なければならない。

- 第8条
- 1 この規程は平成16年5月9日より施行する。
 - 2 この規程は平成21年5月8日より一部改定し施行する。

(3) 北海道中学校長会研究大会基金拠出に関する規程

第1条 この基金を北海道中学校研究大会基金と称する（以下、基金という）。

第2条 この基金は本会の研究大会を補助し、事業運営を円滑に行うための基金とする。

第3条 この基金は助成金その他をもって充てる。

第4条 この基金は北海道中学校長会研究大会並びに全日本中学校長会研究協議会北海道大会の事業運営を補助する。

第5条 この基金は本会の特別会計として取り扱い、収支決算の報告、監査等は一般会計に準じて行い、総会の承認を得なければならない。

第6条 この規程の改廃は総会の承認を得なければならない。

第7条 この規程は平成16年5月9日より施行する。

第8条 この規程は平成21年5月8日より一部改正し施行する。

(4) 北海道中学校長会表彰並びに弔慰に関する規程

第1条 この規程は北海道中学校長会会則第23条により、会員に対する表彰並びに弔慰の方法を定めるものである。

第2条 本会の役員を務めて退任した者には感謝状並びに記念品を送る。

第3条 教育への功績が特に顕著な会員には表彰状並びに記念品を送る。

第4条 会員死亡の際には弔辞、弔電、花輪並びに供物料を送る。

第5条 会員及び会員の所属学校の災害等、見舞いの必要ありと認められるものについては、理事研修会の議を経て応分の処置をする。

第6条 この規程に基づいて執行される諸経費は、本会の経常予算中から支出する。ただし、災害等特別な場合は理事研修会の議を経て別途募金を行う。

第7条 感謝状または表彰状贈呈者の推薦及び死亡、災害等の報告並びにその処理に関しては、地区会長が行う。

第8条 この規程を実施する際の細部については理事研修会で決める。

- 第9条
- 1 この規程は平成16年5月9日より施行する。
 - 2 この規程は平成20年5月10日より施行する。
 - 3 この規程は平成22年5月7日より施行する。

(5) 全日本中学校長会基金拠出に関する規程

第1条 本会の会員は、全日本中学校長会の財政的基盤を確立し、組織活動を充実させるために全日本中学校長会基金の造成に協力する。

- 第2条
- 1 新任校長会員は採用の年度に1人1万5千円を拠出する。
 - 2 併置校勤務者にあつては、中学校本務の会員のみとする。
 - 3 拠出された基金は返却しない。

第3条 各地区は地区内の拠出金を一括の上、6月末日までに本会会計理事に納入する。ただし、7月以降の新会員は次年度に納入する。

第4条 納入及び送金状況については監査委員会による監査を受け、総会に報告する。

第5条 この規程の改廃は総会の承認を得なければならない。

- 第6条
- 1 この規程は平成16年5月9日より施行する。
 - 2 この規程は平成22年5月7日より施行する。

(6) 北海道中学校長会旅費規程

1 支給の対象者

- (1) 会則第8条の役員
- (2) 代議員
- (3) 専任職員
- (4) 特に本会の用務のため旅行した者〔(1)～(3)以外〕

2 支給の費用と額

汽 車 賃	普通車実費		
バ ス 代	実費		
船 賃	実費		
急 行 料	普通車実費		
日 当	1日	1,000円	
宿 泊 費	甲地	12,000円	乙地 8,000円
航 空 機	往復料金		

備 考	・片道 100 km 以上の場合は特急料金を認める。 ・往復割引料金が設定されているところは、それを利用する。 ・交通費については任地から目的地までの往復料金とする。 ・旅行は必要最小限の日程で行う。 ・その他特別な場合は会長、事務局長、事務局次長 2 名、会計理事で協議し、理事研修会の承認を得る。 ・甲地、乙地は別表による。
--------	---

【別 表】

地域区分	都道府県	地 域
甲 地 方	東 京 都	特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、甲府市 調布市、小金井市、国分寺市、国立市、田無市、狛江市
	神奈川県	横浜市、横須賀市、川崎市、鎌倉市、三浦郡葉山町
	愛 知 県	名古屋市
	京 都 府	京都市
	大 阪 府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市 高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、 富田林市、寝屋川市、和泉市、箕面市、高石市、東大阪市
	兵 庫 県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市
	福 岡 県	北九州市、福岡市
乙 地 方	甲地方以外の地域または、固定宿泊施設（ホテル、旅館、寮）に宿泊しない場合をいう。	